

第9期高松市高齢者保健福祉計画策定の位置付け等について

（1）計画策定の根拠と計画期間

この計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を「高齢者保健福祉計画」として、一体的に策定するものです。

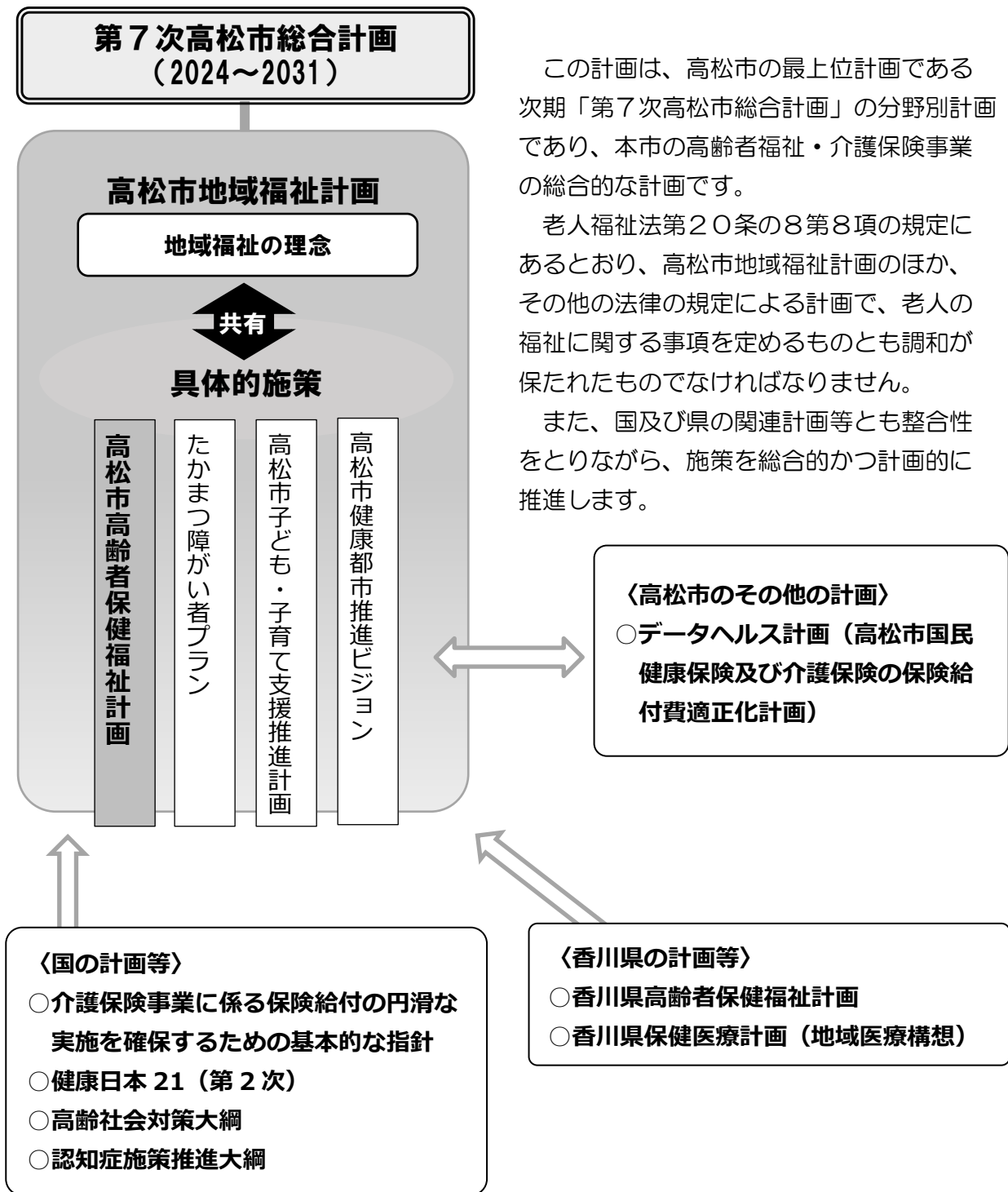
老人福祉法 第20条の8第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
老人福祉法 第20条の8第7項	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第4項	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

また、「介護保険事業計画」については、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。第9期計画策定においては、生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる2040年を念頭におき、まずは、第9期計画期間中に迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進してまいります。

このようなことから、本市においては、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間を計画期間とする第9期計画を、地域包括ケアシステムの構築に向けた「実現期」の計画として位置付けます。

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
地域包括ケアシステムの構築 											
第6期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第7期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第8期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第9期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)		
準備・推進			充 実			発 展			実 現		

(2) 他の計画との関係



この計画は、高松市の最上位計画である次期「第7次高松市総合計画」の分野別計画であり、本市の高齢者福祉・介護保険事業の総合的な計画です。

老人福祉法第20条の8第8項の規定にあるとおり、高松市地域福祉計画のほか、その他の法律の規定による計画で、老人の福祉に関する事項を定めるものとも調和が保たれたものでなければなりません。

また、国及び県の関連計画等とも整合性をとりながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。